

「日本の景観を良くする国民運動推進会議」全国大会

日時 平成19年6月1日（金）

会場 ニッショーホール（日本消防会館）

（司会） 続きまして、本日、ご臨席を賜りました農林水産大臣政務官、環境大臣政務官、国土交通省よりご挨拶をちょうだいしたいと思います。

はじめに、福井農林水産大臣政務官よりご挨拶をちょうだいしたいと思います。では、お願いします（拍手）。

来賓者挨拶①

福井 照 氏（農林水産大臣政務官）

皆さま、こんにちは。初めに故松岡農林水産大臣の部下と致しまして、一言申し上げさせていただきます。松岡大臣は農林水産行政に多大な業績を残されました。この蒔かれた業績の種は、今後芽吹いて50年、100年後には、我が国に大きな成果として受け入れられていくことと思っております。松岡大臣がこれまでに残した実績とこれから進むべき目標を与えてくれたことにつきまして、皆さまぜひご理解を賜りたいと思ひ、挨拶の冒頭にご報告させていただきます。まだ新大臣就任の認証式前であり、若林正俊環境大臣が農林水産大臣臨時代理国務大臣になりますが、若林大臣に替わって一言ご挨拶を申し上げます。



さて私は、国土交通省の都市局に23年間勤務し、景観行政に携わってきたこともあり、皆さま方には大変お世話になっておりますことをお礼申し上げます。また、本日は、この「日本の景観を良くする国民運動推進会議」全国大会で、ご挨拶できますことを本当に楽しみにして参りました。

昨年9月から農林水産大臣政務官として尽力しているところですが、日々の農林水産行政を通じて本当に奥の深い業務であると実感しております。その中で景観行政を見渡しますと、例えば景観に関連した美しい里づくりコンクールを開催し、優れた活動に対し表彰をさせていただいております。また、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画の策定につきましては、現在、世界遺産登録をめざしております平泉を含む岩手県の一関市において、一般的な農村景観が長い歴史を通して保全されていることが評価され、これを契機に策定を目指すところまでまいりました。

さて、我が国は全体的にグローバル化しています。トヨタ自動車は自動車販売が好調で販売台数世界一が目前に迫っており、一方で証券や銀行も世界と十分互角に戦っています。これら景気回復に支えられ、大都市圏や輸出産業のある地方は経済的にも持ちこたえているところがございます。しかしながら、輸出産業のない地方経済は厳しい状況にあるため、国民全体でこれら地域を支えていていただきたいと願っております。都市と地方の格差につきましては、いわゆる限界集落と呼ばれるように、過疎化・高齢化により集落の維持が困難な地域もあり、この是正は決して容易なことではございません。日本にはそのような地方が存在するという事実を、是非ご理解いただきたいと思ひます。私はそのためにも農山漁村の活性化を推進させ、例えば景観形成の取組の成果として美しい農山漁村の景観を求めて多くの方々が農村地域に訪訪していただきたいと思ひます。そのような心意気で、農林水産行政に力を尽くして頑張っておりますので、是非、皆さま方にご理解とご支援を心からお願い申し上げます、私の挨拶に代えさせていただきますと思ひます。

本日は、景観の日にあたっての全国大会の開催、本当におめでとうございませう。ありがとうございます（拍手）。

（司会） 福井政務官、ありがとうございます。

続きまして、北川環境大臣政務官、よろしく申し上げます（拍手）。

来賓挨拶②

北川 知克 氏（環境大臣政務官）

皆様、こんにちは。ご紹介を受けました環境大臣政務官の北川知克です。今日は全国からこのようにたくさんの方々がお集いの中、「日本の景観を良くする国民運動推進会議」が盛大に開催されたことを心よりお喜び申し上げますと同時に、各分野で表彰を受けられる皆様がたには、心からお祝いを申し上げます次第です。本日はまことにめでとうございます。今日から6月1日ということで、政府もクールビズでありまして、福井政務官、そして私もネクタイを外してのご挨拶ということで、お許しをいただきたいと思っております。



さて、草木の緑も深さを増しまして、美しい自然の風景を楽しむにも大変良い季節となっております。日本には、春・夏・秋・冬と巡る季節の中でさまざまな風景があります。芽吹きとともに咲き誇る桜、そして雨のしずくに洗われ、緑鮮やかな里山、海水浴客でにぎわう白砂青松の浜辺、また黄金色の棚田、紅葉に染まる山々や雪に覆われる故郷の集落など、数え上げれば切りがないぐらい自然の恵みと人々の日々の生活織りなす風景があるわけです。改めて自然の恵みに感謝をするとともに、自然と人間活動が調和をしている日本の景色は世界にも誇れるものであると思っております。

しかし、近年、このような自然に重大な影響を及ぼしつつある地球温暖化問題があります。この課題に取り組むべく、今後の日本のあるべき姿や方向性を示していく必要性もあります。安倍内閣におきましては、このたび「21世紀環境立国戦略」の検討を進めてまいりました。中央環境審議会でのご議論をいただきまして、関係府省とともに策定をしたわけで、本日の閣議で決定しました。この戦略においては、これからの日本、低炭素社会、循環型社会、そして自然共生社会の実現を図っていくうえで、今後1～2年で重点的な施策に着手をしていくべきであるということで、8つの戦略を掲げています。その戦略の一つとして、「生物多様性の保全による自然の恵みの享受と継承」ということを掲げております。この戦略に基づき、自然と共生する智慧と伝統を生かした自然共生社会づくりを世界に発信するという方向性、そして来年、北海道の洞爺湖でサミットが行われますが、これを機に日本の自然の素晴らしさを世界に伝え、美しい日本の自然キャンペーンとして内外に伝えていこうと考えております。これは単に日本の自然のビジュアルな美しさをPRしようとするだけでなく、我が国においては7000種を超える植物を有しており、そして国土の70%近くが森林に覆われる、こういう美しい自然を守り育ててきた日本人の智慧と伝統が、自然と共生する社会を実現するうえで、重要ではないかと考えられるためです。

また、環境省では、今年、施行以来50年を迎えます自然公園法に基づきまして、我が国を代表する風景地である国立公園の保護と、適正な利用の増進に取り組んでまいりました。日本の国立公園のシステムは、原生的な自然環境を保護するだけではなくて、地域の人々の生活に根ざし、その営みによりつくられてきた二次的自然環境、文化的景観をも保全しようとするものです。各地域の歴史や生活から生み出された景観は、その地域の個性であり、継承し磨いていくことで、そこに住むかたがたの誇りとなり、訪れる人々にとっては大きな魅力となるものと考えております。景観法は、このような地域の取り組みの後押しをしていくものであり、環境保全という側面からも大いに期待をしているところです。

今日、6月1日の本大会に参加された皆様をはじめ、国民各界各層の皆様のご協力によりまして、日本ならではの、あるいは地域ならではの自然と調和したまちづくり、国づくりが進められ、世界に誇りうる我が国の美しい景観が末永く継承されていくことを心より祈念申し上げまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。本日はまことにめでとうございます。

（司会） 北川政務官、ありがとうございました。

先ほど、国土交通省のかたからのご挨拶と皆様に申し上げましたが、ここで来賓のかたがたのご紹介をさせていただきます。受付をされました順番にご紹介をさせていただきますので、ご了承ください。

先ほどお帰りになりましたが、衆議院議員、広津素子様。参議院議員、松下新平様（拍手）。衆議院議員、愛知和男様（拍手）。もうお一方、お帰りになりましたが、参議院議員の荒井広幸様です。ご来賓の皆様、ありがとうございました。

それでは続きまして、国土交通省都市地域整備局長、中島正弘様よりご挨拶をちょうだいしたいと存じます。では、お願いします。

来賓挨拶③

中島 正弘 氏（国土交通省都市・地域整備局長）

今日はお忙しい中、このように大勢の方々にご参集いただきまして深く感謝申し上げます。私どもも大臣、副大臣、政務官とおりますが、本日は衆議院本会議のため出席ができなくなりまして、役者としては大変不足ですが、私、都市・地域整備局長の中島より、一言ご挨拶を申し上げます。

今、本当に日本のあちこちの地域で、自分の町を美しくしよう、あるいは故郷にある歴史的な景観、文化的な遺産を大事にしてまちづくりをしようという動きが大変活発になってまいりました。こういう良好な景観を形成しようという動きは、快適で安らぎのあるまちをつくり、あるいは郷土に誇りを生んで、訪れる方にも大きな魅力となるものであり、内閣で進めている大きな政策である地域の再生、活性化や観光振興、観光立国にも結び付く、非常に重大な取り組み、大切な取り組みだと思っています。



景観法は、先ほどからお話しにありますように、平成16年6月に我が国で初めて景観を総合的に取り扱う法律として成立し、17年6月から全面施行されています。今日も各地方公共団体の方をはじめ、関係の方がたくさんお見えですが、ご案内のとおり、我が国で景観を守る動きは、条例という形で、各地方公共団体の行政が随分先行しました。もちろん都市計画法その他で規制する手法もありましたが、広く地域に網を掛けるといいますか、そういう形での規制は、地方公共団体の取組が先行したケースです。法律で規制するというのは、高さというものは割と客観的に押さえられますが、色彩やデザインに関し、良いか悪いか、もうちょっと落ち着いたというようなことについては、どうなればどう落ち着いたといえるか、このようなことを建築確認で受けるのには非常に難しい問題があります。そういうものを経験的にいろいろクリアしながら景観法の施行に至ったということだと思います。

景観法の基本理念は、良好な景観は国民皆の財産であって、そのために行政も住民も一体となって保全や整備に取り組んでいこうということです。景観の保全形成と地域の住民の方の経済的な利害が一致している場合は、比較的、進みやすいと思います。難しいのは、これが対立するといいますが、相反することがままあるということです。緑を残したいという住民の希望と、その緑は自分の財産であって、相続のためにどうしても売ってお金にしないといけないといったことが対立するわけです。また、どうしてもここに生活のために道路が欲しいという地域の方のご希望と、そこに道路を造ると景観を損なうというように利害が対立する場合もあります。ほんの一例ですが、様々なレベルで、景観を良くするというのと、経済的理由といいますが、そういうものが矛盾する場合があります。そういう場合、どう調整するか。一般解はありませんが、そのためには景観というものについて、それぞれの地域地域でなるべく具体的に、あらかじめ何か事が起こる前に、「この地域はこうしたい」というコンセンサスの幅を広げておくことが非常に大事だと思います。

そのためにも、「日本の景観を良くする国民運動推進会議」のような活動を粘り強く持続的に進めていただくことは大変意義のあることで、心から感謝を申し上げたいと思います。併せて、本日、各賞を受賞される皆様方に心からお祝いを申し上げますとともに、このような活動が継続されることを期待いたします。本当に美しい、風格のあるまちづくり、国づくりが一層推進されることを皆様とともに祈りまして、ご挨拶いたします。本日はどうもありがとうございました。また、おめでとうございました（拍手）。

（司会） 中島様、ありがとうございました。

さて皆様、本日の催しに各方面の皆様から祝電を頂戴しております。2階ロビーの展示コーナーにて掲示しておりますので、後ほどご覧になってください。